

# 剣 淵 町 産 後 ケ ア 事 業

剣淵町では、平成31年4月より「産後ケア事業」を実施することとなりました。助産師により、自宅や助産院において、お母さんの体調・授乳・育児の相談等を受けられます。

## 利用できる方

剣淵町に住所のある産後1年未満のお母さんで下記の項目にあてはまる方

- 1) 産後の体調や育児に不安を感じている方
- 2) 授乳方法やケアに不安を感じている方
- 3) ご家族等から産後の援助が十分に受けられない方

\*医療行為が必要な方は利用できません。



## 内 容

助産師が自宅に訪問したり、委託先の助産院でお母さんの相談に応じます。

- 1) お母さんとお子さんの健康にかかわること
- 2) 乳房のケアにかかわること
- 3) 授乳や沐浴など育児にかかわること      など



## 回数・料金

利用時間：1回2時間以内

利用回数：最大10回まで

利用料金：1回1,000円

\*町民税非課税世帯、生活保護世帯の方は利用料金が免除になります。

## 委託事業者

たぐち助産院	のぐち母乳育児相談室
電話：090-9527-9077 住所：士別市東6条1丁目3番地	電話：090-8633-7841 住所：名寄市西10条南9丁目48-60

## 利用の流れ

### ①利用の予約

利用者が助産院に直接連絡をとり、産後ケアの予約をします。助産院で利用者の基本情報、相談内容を受け付けします。

### ②利用の申請

利用者が剣淵町健康福祉課に申請書を提出します（ふれあい健康センターへの来所、郵送、保健師の訪問時に手渡し等）。

### ③利用の決定

剣淵町健康福祉課が利用者に決定通知書を送ります。

### ④利用の開始

利用者と助産院の話し合いで、利用形態、利用日等を決めて下さい。  
利用者は利用日ごとに助産院へ利用料金を直接お支払い下さい。

## 剣淵町産後ケア利用回数表

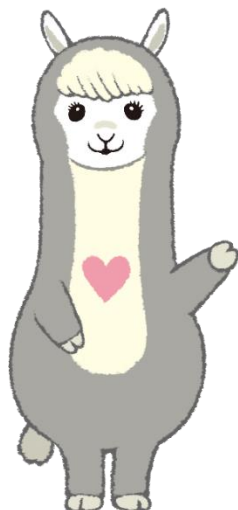
令和5年6月から利用施設の併用ができるようになりました。

利用回数の管理がしやすいように、「剣淵町産後ケア利用回数表」の活用をお願いします。

## 使用方法

- 1) 表に正しい氏名、利用期限が印字されているか確認してください。  
(利用期限は1年後のお子さんの生まれた日の1日前までとなっています。)
  - 2) 裏の両面テープをはがし、母子手帳の空いているページに貼ってください。
  - 3) 産後ケアを利用する際に必ず母子手帳を持参してください。
  - 4) 利用した施設の助産師さんに利用した日付と印鑑かサインをもらってください。
- ※利用回数が2施設合計で10回を超えないようご注意ください。

「剣淵町産後ケア事業利用申請書」は妊産婦健診受診票と一緒にお渡します。また、剣淵町ホームページからのダウンロードも可能です。



お問合せ・申請先

〒098-0338

剣淵町仲町 28 番1号 ふれあい  
健康センター内

剣淵町健康福祉課保健グループ

電話 0165-34-3955